

城西國際大學大学院學則

城西国際大学大学院学則

(平成23年度(国)学則第3号)

第1章 総 則

(目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント)

第1条 城西国際大学大学院(以下「本大学院」という。)は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本大学院では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うものとする。

3 博士後期課程及び博士課程(4年制)は、専攻分野において研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うとともに、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年、博士課程(4年制)の修業年限は4年とする。

2 本大学院における最長在学年は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程(4年制)にあつては8年とする。

(研究科・専攻及び教育研究上の目的)

第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程
	女性学専攻	
	グローバルコミュニケーション専攻	
	比較文化専攻	博士後期課程
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程
	起業マネジメント専攻	博士後期課程

福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程

2 前項の研究科の教育研究上の目的は次の通りとする。

(1) 人文科学研究科は、国際的かつ学際的視野と異文化理解力、コミュニケーション能力を有し、国際社会で活躍できる高度な専門的職業人や、研究者・教育者を育成する。

① 比較文化専攻（博士後期課程）は、地域的・民族的文化に係る体系的で緻密な知識と冷静で的確な判断力及び比較文化的考察力を有し、併せて国際的・地球的な視野に立ち、国際社会の中での日本の学術の発展ならびに国際的協働に貢献できる人材を養成する。

② 国際文化専攻（修士課程）は、国際社会に通用する柔軟で幅広い、高度の体系的知識と実践的能力とを身につけた研究者および専門的職業人を養成する。

③ 女性学専攻（修士課程）は、地球的で学際的な広い視野に立ち、国際社会に生きる高度の専門的職業人と、地球的協働ならびに男女協業に参画する人材を育成する。

④ グローバルコミュニケーション専攻（修士課程）は、国際人としての態度と豊かな教養、異文化理解力を基盤とし、言語の習得や運用に係る専門知識と実践能力を備えた人材を育成する。

(2) 経営情報学研究科は、経営学と情報学とを有機的に一体化させ、起業家精神（アントレプレナーシップ）と事業展開力、マネジメント力を備えた人材を育成する。

① 起業マネジメント専攻（博士後期課程）は、高度な専門職業人と、国内外の教育研究機関で教育・研究活動が展開できる人材を育成する。

② 起業マネジメント専攻（修士課程）は、グローバルとローカルの複眼的視点にたち、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を有した人材を育成する。

中小企業診断士養成課程は、中小企業診断士第1次合格者を対象に中小企業診断士としての診断スキルと経営指導力を涵養するとともに、ITとロジスティクスに強い診断士を育成する。

(3) 福祉総合学研究科は、福祉社会の構築に係わる理論と実践を学際的視点から研究・教授し、福祉社会の実現と文化の進展に寄与し、その創造に資する知識・技術と実践力をもつ専門職業人、福祉専門職、教育・研究者を育成する。

(4) ビジネスデザイン研究科は、時代と社会の変化に対応し、ビジネスに係る仮説の探索、論理的な分析と推論、ビジネスモデル構築の能力を持ち、価値創造を実行できる高度な専門職業人を育成する。

また、ICTとデジタルメディアの進化に即して、メディアに係る技術・表現・制作、視覚文化・映像文化・表象文化を学び、クリエイティブな職域で活躍できる能力を養成する。

- (5) 薬学研究科では、高齢化と国際化が進む日本社会における保健・医療・福祉のニーズに応じて、薬物治療に関わる臨床実務の場で活躍できる科学的洞察力や、医療薬学領域の問題解決に資する自立した研究力・指導力を有する、次代を担う研究者および指導者を養成する。
- (6) 国際アドミニストレーション研究科（修士課程）は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的でかつ総合的な知識や理論体系を習得すると共に、さらに高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際の人材を育成する。

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	国際文化専攻	15名	30名
	女性学専攻	15名	30名
	グローバルコミュニケーション専攻	25名	50名
	比較文化専攻	6名	18名
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	36名	72名
	起業マネジメント専攻	6名	18名
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	25名	50名
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	30名	60名
薬学研究科	医療薬学専攻	3名	12名
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	35名	70名

第2章 教員組織及び運営機構

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、准教授、講師又は助教をあてる。

第7条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関する事項は、各研究科により別に定める。

3 削除

4 削除

第8条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会の運営に関する事項は、別に定める。

3 削除

4 削除

第9条 本大学院に関する事務は、各研究科の基礎となる学部等に当たる学部事務室が行う。

第3章 学年、学期及び休業日

第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

2 研究科は、授業科目の一部を夜間に開講することができる。

第4章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

第11条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第12条 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において前号と同等以上を認められる課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第12条の2 本大学院の博士課程（4年制）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第13条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第14条 入学志願者は、定められた期日内に所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第17条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場

合に限り、研究科委員会の審議を経て選考の上許可することがある。

- 2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 本大学院の学生が他大学の大学院に転学を志願する場合は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第18条 休学、退学、転学、留学及び除籍等については、本学学則を準用する。

第5章 授業科目、単位数及び履修方法

第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

第20条 本大学院研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第21条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために各学年ごとに指導教員を定めるものとする。

第22条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期の始めに研究科長に届出なければならない。

第23条 研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は15単位を越えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 学生が本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）は、入学後、15単位を越えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 2項及び3項で修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を越えないものとする。
- 5 メディアを利用して行う授業は、予め指定した日時に情報通信機器等を使用して双方向の通信手段によって行う。

なお、実施する授業科目については、卒業要件単位に含むことができる上限を10単位とし、教育効果等を踏まえた上で各研究科委員会の審議後、教務委員会に報告し、各学部事務室が学生へ周知する。

第6章 課程修了及び学位

第24条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

- 2 前項の試験の結果による成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

第25条 修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれ

ば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 入学前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院で修得したものとみなした場合、単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、少なくとも1年以上在学するものとする。

第26条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第26条の2 博士課程（4年制）の修了要件は、同課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	修士（国際文化）
	女性学専攻	修士課程	修士（女性学）
	グローバルコミュニケーション専攻	修士課程	修士（国際文化）
	比較文化専攻	博士後期課程	博士（比較文化）
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	修士（経営学）
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	博士（経営学）
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程	修士（福祉社会）
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程	修士（経営学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程	修士（国際アドミニストレーション）

- 2 学位の授与については、本学学位規定の定めるところによる。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

第28条 入学検定料は別表(1)とする。

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別表(1)により納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。

第30条 授業料及び施設設備費は、別表(1)の規定により、春学期は4月、秋学期は10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めるものとする。ただし、学生からの申出があったときは、年額をもって一括で納めることができる。

- 2 授業料及び施設設備費は、指定された期日までに納めなければならない。
- 3 修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者が、論文審査及び最終試験のみをのこ

した場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

- 4 博士後期課程に3年以上、博士課程（4年制）に4年以上在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出資格試験を受けて合格した場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。
- 5 本法人もしくは本学との協定に基づくプログラム等による研究生の入学検定料、授業料、その他納付金は、前項各号の規定によらず、別に定める。

第30条の2 休学を許可された者は、当該期間中の授業料及び施設設備費の納付を不要とし、別表(1)に定める休学在籍料を指定された期日までに納めなければならない。

第8章 外国人学生、外国人特別留学生

第31条 第11条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、第15条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

- 2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は審議の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。
- 3 本学則は、前2項の外国人学生、外国人特別留学生にも準用する。

第9章 研究生及び委託研究生

第32条 本大学院において特定の研究課題について研究生として指導を受けようとする者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

第33条 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第34条 大学院研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第35条 研究生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

- 2 本法人もしくは本学との協定に基づくプログラム等による研究生の入学検定料、授業料、その他納付金は、前項の規定によらず、別に定める。

第36条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合は審議の上、委託研究生として受け入れを許可することがある。

第37条 研究生及び委託研究生の入学資格は、第11条の規定を準用する。

第38条 委託研究生の授業料その他の納付金は、別表(1)による。

第39条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生・委託生にも準用する。

第10章 科目等履修生及び特別聴講生

第40条 本大学院の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者がある場合は、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第41条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする

者は、特別聴講生として聴講を許可することがある。

第42条 科目等履修生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第43条 特別聴講生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第11章 削除

第44条 削除

第12章 中小企業診断士の資格取得に関する課程

第45条 本大学院経営情報学研究科に、中小企業診断士の資格取得に関する課程（以下「中小企業診断士養成課程」という。）を置く。

2 中小企業診断士養成課程に関する細則は、別に定める。

第13章 賞 罰

第46条 学生の賞罰については、本学の学則を準用する。

第14章 雑 則

第47条 この学則に定めるもののほか、本大学院生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第15章 改 正

第48条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則 本大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

附則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成13年9月1日から施行する。

附則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第6条、第7条

2 ただし、平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成22年3月1日から施行する。

附則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成22年9月1日から施行する。

附則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附則 (平成23年度(国)学則第3号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則 (平成24年度(国)学則第2号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則 (平成25年度(国)学則第1号)

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

附則 (平成25年度(国)学則第2号)

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成26年度(国)学則第2号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (平成27年度(国)学則第1号)

この改正は、平成27年9月1日から施行する。

附則 (平成27年度(国)学則第3号)

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年度(国)学則第3号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (平成28年度(国)学則第4号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (平成28年度(国)学則第6号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正条文第30条の2第1項は、平成21年度入学生より適用する。

附則 (平成29年度(国)学則第1号)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則 (平成30年度(国)学則第1号)

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則 (令和元年度(国)学則第1号)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則 (令和2年度(国)学則第●号)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表(1)

入学検定料・入学金及び授業料等

種 別 学納金	大学院生 (委託研究生含む)	研 究 生	科目等履修生 (特別聴講生含む)
	円	円	円
入 学 検 定 料	35,000	35,000	35,000
入 学 金	300,000	300,000	
授 業 料		300,000	1 単位に付
(1)人文科学研究科	550,000		10,000
(2)経営情報学研究科	550,000		
(3)福祉総合学研究科	550,000		
(4)ビジネスデザイン 研究科	550,000		
(5)修士課程1年修了 コース	800,000		
(6)薬 学 研 究 科	750,000		
(7)国際アドミニス トレーション研究科	550,000		
科目等履修生在籍料			30,000
施 設 設 備 費			
(1)人文科学研究科	100,000		
(2)経営情報学研究科	150,000		
(3)福祉総合学研究科	100,000		
(4)ビジネスデザイン 研究科	150,000		
(5)薬 学 研 究 科	150,000		
(6)国際アドミニス トレーション研究科	100,000		

- (注) 1. 研究生のうち本学卒業生については、入学金・授業料を減額することがある。
2. 研究生（委託研究生含む）には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。
3. 修士課程1年修了コースの入学者については、入学金を減額することがある。
4. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学金・授業料・施設設備費を減額することがある。
5. 中小企業診断士養成課程の実習費については、実習内容等により必要経費を別途負担させることがある。
6. 博士学位論文審査を目的として博士後期課程に再入学する場合は、授業料を減額することがある。
7. 施設設備費は、春学期・秋学期の分納とする。
8. 休学在籍料は、以下のとおりとする。
- | | |
|------|----------|
| 半期休学 | 60,000円 |
| 1年休学 | 120,000円 |

別表(2) 授業科目及び単位数

1. 人文科学研究科 国際文化専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
基礎論			
国際文化基礎論 a (研究/調査法)	2		
国際文化基礎論 b (発表/論文作成)	2		
日本文化分野			(1)「日本文化分野」 「比較文化分野」 のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目4単位以上選択必修また当該分野の演習Ⅰa, Ⅰb, Ⅱa, Ⅱbの4科目8単位必修。演習は2年間、原則として同じ教員の科目を履修する。
日本文化研究(歴史) a		2	
日本文化研究(歴史) b		2	
日本文化研究(文学) a		2	
日本文化研究(文学) b		2	
日本文化研究(言語) a		2	
日本文化研究(言語) b		2	
日本文化演習Ⅰa		2	
日本文化演習Ⅰb		2	
日本文化演習Ⅱa		2	
日本文化演習Ⅱb		2	
日本文化演習 a (1年プログラム)		2	(2) その他の講義科目より16単位を履修すること。
日本文化演習 b (1年プログラム)		2	
比較文化分野			
比較文化研究(比較文化) a		2	
比較文化研究(比較文化) b		2	
比較文化研究(比較文学) a		2	※1年修了コースが認められている者は、「日本文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目8単位以上、1年プログラムの演習2科目4単位を選択必修。
比較文化研究(比較文学) b		2	
比較文化研究(英語文学) a		2	
比較文化研究(英語文学) b		2	
比較文化研究(比較考古学) a		2	
比較文化研究(比較考古学) b		2	
比較文化研究(比較民族文化論) a		2	
比較文化研究(比較民族文化論) b		2	
比較文化演習Ⅰa		2	
比較文化演習Ⅰb		2	
比較文化演習Ⅱa		2	
比較文化演習Ⅱb		2	
比較文化演習 a (1年プログラム)		2	
比較文化演習 b (1年プログラム)		2	
特別講義			
日本文化特別講義 a (近代思想)		2	
日本文化特別講義 b (漢文学)		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日本文化特別講義 c (文学と社会)		2	計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。
日本文化特別講義 d (言語と文化)		2	
比較文化特別講義 a (日中比較)		2	
比較文化特別講義 b (日韓比較)		2	
比較文化特別講義 c (日欧比較)		2	
比較文化特別講義 d (日米比較)		2	
Images of Japan: Literature and Film		2	
Variable Topics in Culture and Society in Japan		2	
Selected Topics in Japanese Manga and Animation		2	
分野共通科目			
英文資料講読 a		2	
英文資料講読 b		2	
国際文化特別講義		2	
英語コミュニケーション a (論文作成法)		2	
英語コミュニケーション b (作品講読)		2	
日本語コミュニケーション a (上級文章作成法)		2	
日本語コミュニケーション b (作品講読)		2	
インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	
計	4	96	

2. 人文科学研究科 女性学専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
基礎論			
女性学基礎論 a (思想と理論)	2		
女性学基礎論 b (研究/調査法)	2		
専門科目			(1)「専門科目」より、 6単位以上選択必修。
ジェンダー研究：社会 a		2	
ジェンダー研究：社会 b		2	
ジェンダー研究：社会 c		2	
ジェンダー研究：社会 d		2	
ジェンダー研究：文化 a		2	
ジェンダー研究：文化 b		2	
特別講義			(2)「特別講義」「資料 講読」より、6単位以 上選択必修。
ジェンダー特別講義 a		2	
ジェンダー特別講義 b		2	
ジェンダー特別講義 c		2	
ジェンダー特別講義 d		2	
資料講読			
女性学英文資料講読 a		2	
女性学英文資料講読 b		2	
女性学英文資料講読 c		2	
女性学日本文資料講読 a		2	
女性学日本文資料講読 b		2	
女性学日本文資料講読 c		2	
分野共通科目			(3)「演習」は、2年間 にわたり、4科目8 単位必修。原則とし て2年間同じ教員の 科目を履修する。
英語コミュニケーション a (口頭発表法)		2	
英語コミュニケーション b (論文作成法)		2	
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
研 修			(4) 女性学専攻開設科 目、他専攻・他研究科 の講義科目より、8単 位以上選択必修。
女性学インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	
演 習			計32単位以上を修得 し、かつ修士論文を提 出し、審査に合格する こと。
女性学演習 I a	2		
女性学演習 I b	2		
女性学演習 II a	2		
女性学演習 II b	2		
計	12	44	

3. 人文科学研究科 グローバルコミュニケーション専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考	
	必修	選択		
基 礎 論				
グローバルコミュニケーション基礎論 a (研究法・調査法)		2	(1)「基礎論」科目群より「グローバルコミュニケーション基礎論 c (アカデミックライティング)」を含む 2 科目 4 単位選択必修。	
グローバルコミュニケーション基礎論 b (翻訳学通訳学)		2		
グローバルコミュニケーション基礎論 c (アカデミックライティング)	2			
専門共通			「日本語教育分野」「TESOL 分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論 a (研究法・調査法)」が必修。「翻訳通訳分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論 b (翻訳学通訳学)」が必修。	
グローバルコミュニケーション研究 a (言語学)		2		
グローバルコミュニケーション研究 b (第二言語習得論)		2		
グローバルコミュニケーション研究 c (異文化間コミュニケーション論)		2		
グローバルコミュニケーション研究 d (日中対照言語学)		2		
グローバルコミュニケーション研究 e (日本文化概説)		2		
グローバルコミュニケーション特別講義 a		2		
グローバルコミュニケーション特別講義 b		2		
日本語教育分野				(2)「専門共通」科目群より 2 科目 4 単位必修。
日本語教育研究 a (意味論・語用論)		2		
日本語教育研究 b (日本語教授法)		2		
日本語教育研究 c (分野別日本語教育論)		2		
日本語教育研究 d (日本語教育実践研究)		2		
日本語教育研究 e (日本語習得研究)		2		
日本語教育研究 f (日本語文法研究)		2		
日本語教育実習		2		
翻訳通訳分野			(3)「日本語教育」「翻訳通訳」「TESOL」のいずれかの分野から 8 単位以上選択必修。	
翻訳の理論と方法		4		
日英翻訳 (時事・実務) a		2		
日英翻訳 (時事・実務) b		2		
日英翻訳 (文芸・評論) a		2		
日英翻訳 (文芸・評論) b		2		
日中翻訳 (時事・実務) a		2		
日中翻訳 (時事・実務) b		2		
日中翻訳 (文芸・評論) a		2		
日中翻訳 (文芸・評論) b		2		
日韓翻訳 (時事・実務) a		2		
日韓翻訳 (時事・実務) b		2		
日韓翻訳 (文芸・評論) a		2		
日韓翻訳 (文芸・評論) b		2		
翻訳実習		2		
通訳の理論と方法 a		2		
通訳の理論と方法 b		2		

授 業 科 目	単位数		備 考	
	必修	選択		
日中通訳（観光・コミュニティ）a		2	(4)「グローバルコミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ」4科目8単位必修。原則として、同じ教員の科目を2年続けて履修すること。	
日中通訳（観光・コミュニティ）b		2		
日中通訳（会議・ビジネス）a		2		
日中通訳（会議・ビジネス）b		2		
日中同時通訳		2		
日英通訳		2		
通訳実習		2		
TESOL 分野			(5) 本専攻開設科目、あるいは、他専攻、他研究科の講義系科目から8単位以上を履修すること。	
Curriculum and Materials Design I		2		
Foundations of English Language Teaching		2		
Curriculum and Materials Design II		2		
English Language Structure Analysis		2		
Practicum		2		
Portfolio Compilation and Presentation		2		
演習				計32単位以上を修得し、かつ修士論文または課題研究報告書を提出し審査に合格すること。
グローバルコミュニケーション演習Ⅰa	2			
グローバルコミュニケーション演習Ⅰb	2			
グローバルコミュニケーション演習Ⅱa	2			
グローバルコミュニケーション演習Ⅱb	2			
インターンシップ		2		
分野共通科目				
文献講読		2		
日本語プレゼンテーション技法		2		
日本語ライティング技法		2		
計	10	100		

4. 人文科学研究科 比較文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
研究指導			(1) 「比較文化研究指導」「比較ジェンダー論指導」「国際日本学研究指導」のいずれか12単位以上を含む16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し、審査に合格すること。
比較文化研究指導		12	
比較ジェンダー論指導		12	
国際日本学研究指導		12	
共通基盤科目			
研究法概説 a (研究資源探索・論文執筆)		2	
研究法概説 b (情報学・統計学)		2	
研究特論			
日本文学特論 a		2	
日本文学特論 b		2	
日本語学特論 a		2	
日本語学特論 b		2	
日本語教育学特論 a		2	
日本語教育学特論 b		2	
地域文化特論 a		2	
地域文化特論 b		2	
ジェンダー特論 a		2	
ジェンダー特論 b		2	
実践研究・研修			
上級日本語教授法 I		2	
上級日本語教授法 II		2	
計		64	

5. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
研究基盤科目群			(1) 中小企業診断士登録養成課程以外の学生は、「起業マネジメント共通科目群」の中より1分野2科目を選択必修。
起業マネジメント基礎論Ⅰ	2		
起業マネジメント基礎論Ⅱ	2		
起業マネジメント基礎論Ⅲ 起業マネジメント基礎論Ⅳ		2 2	
起業マネジメント共通科目群			(2) 「起業マネジメント研究科目群」の中より、中小企業診断士登録養成課程の学生はⅠ・Ⅱを、それ以外の学生は、Ⅲ・Ⅳを継続履修すること。
起業マネジメント研究Ⅰ a		2	
起業マネジメント研究Ⅰ b		2	
起業マネジメント研究Ⅱ a		2	
起業マネジメント研究Ⅱ b		2	
起業マネジメント研究Ⅰ ia		2	
起業マネジメント研究Ⅰ ib		2	
起業マネジメント研究Ⅲ a 起業マネジメント研究Ⅲ b		2 2	
起業マネジメント特講科目群			(3) 計32単位以上を修得し、かつ修士論文または研究成果報告書を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント特別講義Ⅰ (ビジネスエコノミクス)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅱ (製品開発論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅲ (流通機構論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅳ (財務会計論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅴ (経営情報システム論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅵ (経済法)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅶ (情報科学論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅷ (経営情報)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅸ (国際物流論)		2	
起業マネジメント専門科目群			(4) 「a・b」で表示された科目は、順序に従い履修すること。
起業マネジメントケーススタディⅠ (流通業)		2	
起業マネジメントケーススタディⅡ (サービス業) 起業マネジメントケーススタディⅢ (製造業)		2 2	
起業マネジメント研究科目群			
起業マネジメント演習Ⅰ (専門テーマ研究)		2	
起業マネジメント演習Ⅱ (専門テーマ研究)		2	
起業マネジメント演習Ⅲ (修士論文指導を含む)		4	
起業マネジメント演習Ⅳ (修士論文指導を含む)		4	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
中小企業診断士登録養成課程科目群			
経営診断 I			
経営戦略論 I (経営戦略の形成)		2	
経営戦略論 II (経営計画の策定, 計数マネジメント)		2	
マーケティング戦略論 (マーケティング戦略・流通)		2	
ロジスティクス論 (マーケティング戦略・製造, 製品開発戦略)		2	
人材マネジメント論 (経営診断の進め方, 人材マネジメント計画)		2	
財務・会計論 (経営分析の進め方)		2	
生産マネジメント論 I (工場診断の進め方, 現状分析の進め方)		2	
生産マネジメント論 II (生産戦略の考え方, 製造システムの改善, 管理システムの改善)		2	
店舗施設マネジメント論 (マネジメントの進め方)		2	
経営情報論 (情報化支援・流通業・製造業)		2	
コミュニケーション論 (思考法, プロセス)		2	
流通業経営診断		2	
製造業経営診断		2	
経営診断 II			
総合経営戦略 (総合経営戦略)		2	
総合診断 (流通業総合) (製造業総合)		2	
実務的助言 I (創業・ベンチャー支援, 経営革新支援)		2	
実務的助言 II (企業再生・企業連携・国際化支援)		2	
経営戦略策定実習 I (経営戦略策定 I)		2	
経営戦略策定実習 II (経営戦略策定 II)		2	
経営総合ソリューション実習 (経営総合ソリューション実習)		2	
経営診断選択科目			
要求仕様特論		2	
プロジェクトマネジメント		2	
ITC プロセスガイドライン		2	
ケーススタディ I		2	
ケーススタディ II		2	
ケーススタディ III		2	
計	4	104	

6. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
起業マネジメント研究科目群 起業マネジメント研究指導		12	(1) 「起業マネジメント研究指導」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント特講科目群 グローバルロジスティクス管理論		2	
起業ファイナンス論		2	
組織ダイナミクス論		2	
サプライチェーンシステム論		2	
マーケティング組織戦略論		2	
起業法務特論		2	
経営情報システム設計論		2	
環境経営特論		2	
ネットワーク技術特論		2	
計	0	30	

7. 福祉総合学研究科 福祉社会専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
基礎論			(1) 「基礎論」は、3科目6単位必修。
福祉社会基礎論Ⅰ (福祉社会原論)	2		
福祉社会基礎論Ⅱ (福祉社会研究法)	2		
福祉社会基礎論Ⅲ (社会調査論)	2		(2) 「専門科目」は、5科目10単位以上選択必修。
専門科目			
(高齢・障がい者福祉研究群)			
高齢・障がい者福祉研究Ⅰ (高齢・障がい者ソーシャルワーク論)		2	(3) 「事例研究研修」は、1科目2単位以上選択必修。
高齢・障がい者福祉研究Ⅱ (加齢学)		2	
高齢・障がい者福祉研究Ⅲ (施設経営論)		2	
高齢・障がい者福祉研究Ⅳ (ソーシャルマーケティング論)		2	(4) 「特別講義」は4科目8単位以上選択必修。(ただし、紀尾井町の学生については、他専攻の科目を4単位まで含むことができる。)
(子ども・家庭福祉研究群)			
子ども・家庭福祉研究Ⅰ (ファミリーソーシャルワーク論)		2	
子ども・家庭福祉研究Ⅱ (家族社会学)		2	
子ども・家庭福祉研究Ⅲ (障がい児保育論)		2	
子ども・家庭福祉研究Ⅳ (発達障がい支援論)		2	
(保健・医療福祉研究群)			
保健・医療福祉研究Ⅰ (医療ソーシャルワーク論)		2	(5) 演習は、初年度(入学時)に定められた指導教員のものを選択すること。
保健・医療福祉研究Ⅱ (精神保健福祉と権利擁護)		2	
保健・医療福祉研究Ⅲ (病院マネジメント論)		2	(6) 計32単位以上を履修し、かつ修士論文を提出し、合格すること。
保健・医療福祉研究Ⅳ (カウンセリングと傾聴)		2	
事例研究研修			
海外事例研究研修・インターンシップ		2	
国内事例研究研修・インターンシップ		2	
特別講義			
特別講義Ⅰ (ジェンダーと福祉)		2	
特別講義Ⅱ (現代社会と女性福祉)		2	
特別講義Ⅲ (生命と人間)		2	
特別講義Ⅳ (共生社会論)		2	
特別講義Ⅴ (地域包括支援論)		2	
特別講義Ⅵ (現代社会とユニバーサルデザイン)		2	
特別講義Ⅶ (国際高齢者福祉論)		2	
特別講義Ⅷ (国際児童福祉論)		2	
特別講義Ⅸ (国際保健医療論)		2	
演習			
福祉社会演習 (修士論文指導を含む)	6		
計	14	44	

8. ビジネスデザイン研究科 ビジネスデザイン専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
ビジネスデザイン基礎論			
ビジネスデザイン基礎論 a (研究調査法)		2	(1)「ビジネスデザイン基礎論」科目群より、4科目 8単位以上選択必修。
ビジネスデザイン基礎論 b (ロジカルライティング)		2	
ビジネスデザイン基礎論 c (組織論)		2	
ビジネスデザイン基礎論 d (マネジメント原理)		2	
ビジネスデザイン基礎論 e (マーケティングマネジメント)		2	
マネジメントサイエンス			(2)「マネジメントサイエンス」科目群より、4科目 8単位以上選択必修。
国際経営管理論		2	(3)「ビジネスコミュニケーションデザイン」科目群より、2科目 4単位以上選択必修。
人材戦略論		2	
管理会計論		2	
コーポレートファイナンス		2	
グローバルマーケティング		2	
デジタルマーケティング		2	
ソーシャルテクノロジー		2	
ビジネスセミナーa		2	
ビジネスセミナーb		2	(4)「ビジネスモデルデザイン」科目群より、2科目 4単位以上選択必修。
ビジネスコミュニケーションデザイン			
ビジュアルコミュニケーション		2	(5)「事例研究・表象文化」科目群より2科目 4単位以上選択必修。
コーポレートコミュニケーション		2	
デザインマネジメント		2	
広報広告戦略		2	
ビジネスモデルデザイン			
ビジネスモデルデザイン		2	(6)「修士論文・演習」科目群より、2科目 4単位必修。
コミュニティデザイン		2	
ブランドマネジメント		2	
IT 戦略マネジメント		2	
事例研究・表象文化			(7)「分野共通科目」群より修得した単位は、2科目 4単位まで修了単位に含めることができる。
事例研究 a (グローバル経営)		2	(8)38単位以上を修得し、かつ「修士論文」を提出し、審査に合格すること。ただし、他の研究科の講義科目は4単位まで修了単位に含めることができる。
事例研究 b (日本企業)		2	
事例研究 c (多国籍企業)		2	
事例研究 d (経済)		2	
事例研究 e (企業マネジメント)		2	
事例研究 f (新規事業開発)		2	
プロジェクト研究 a		2	
プロジェクト研究 b		2	
表象文化研究 a		2	
表象文化研究 b		2	
視覚文化論 a		2	
視覚文化論 b		2	
映像文化論 a		2	
映像文化論 b		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
修士論文・演習 論文演習Ⅰ 論文演習Ⅱ	2 2		
分野共通科目 日本語プレゼンテーション技法 日本語ライティング技法		2 2	
計	4	76	

授業科目及び単位数

9. 薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
特別演習科目			1. 「特別演習科目」より、4単位以上選択必修。 2. 「薬学研究科目」より、各種特論科目の内、1科目16単位選択必修。 計30単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
薬剤疫学特別演習		2	
薬効評価学特別演習		2	
医療政策論特別演習		2	
地域医療学特別演習		2	
国際薬学特別演習		2	
薬学研究科目	2		
医療薬学演習		16	
医療薬学特論		16	
臨床薬学特論		16	
生命薬学特論		16	
創製薬学特論		16	
医療薬学特別演習	4		
大学院特別講義	2		
大学院特別演習	2		
計	10	74	

10. 国際アドミニストレーション研究科 国際アドミニストレーション専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
基礎論			(1) 事例研究 a～e よ り, 2 単位以上選択必 修。
国際アドミニストレーション基礎論 a	2		
国際アドミニストレーション基礎論 b	2		
国際アドミニストレーション基礎論 c	2		
国際アドミニストレーション基礎論 d	2		(2) 必修科目および, 選 択必修科目以外に16単 位以上選択必修。
政策研究			計34単位以上修得 し, かつ修士論文ま たはプロジェクト研 究報告書を提出し審 査に合格すること。
政策研究 a		2	
政策研究 b		2	
政策研究 c		2	
政策研究 d		2	
政策研究 e		2	
政策研究 f		2	
国際研究			
国際研究 a		2	
国際研究 b		2	
国際研究 c		2	
国際研究 d		2	
国際研究 e		2	
国際研究 f		2	
国際企業研究			
国際企業研究 a		2	
国際企業研究 b		2	
国際企業研究 c		2	
国際企業研究 d		2	
国際企業研究 e		2	
国際企業研究 f		2	
観光研究			
観光研究 a		2	
観光研究 b		2	
観光研究 c		2	
観光研究 d		2	
観光研究 e		2	
観光研究 f		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
事例研究			
事例研究 a		2	
事例研究 b		2	
事例研究 c		2	
事例研究 d		2	
事例研究 e		2	
特別講義			
特別講義 a		2	
特別講義 b		2	
特別講義 c		2	
特別講義 d		2	
特別講義 e		2	
演習・インターンシップ			
国際アドミニストレーション演習 I a	2		
国際アドミニストレーション演習 I b	2		
国際アドミニストレーション演習 II a	2		
国際アドミニストレーション演習 II b	2		
国際アドミニストレーション・インターンシップ		2	
国際アドミニストレーション特別研究指導		2	
計	16	72	

